



JASDAQ

2021年5月13日

各 位

会 社 名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 利興
(JASDAQ・コード3779)
問合せ先 業務管理統括本部部長
丸山 博之
(電話 03-5114-0761)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月24日開催予定の当社第16回定時株主総会で承認されることを条件として、「定款の一部変更の件」を付議することといたしましたので、お知らせいたします。なお、定款一部変更の効力発生日は当該定時株主総会と同日となります。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役会の柔軟かつ透明性の高い運営によるコーポレート・ガバナンスの拡充を目的として、将来の員数増に備えた取締役の員数枠の変更と、社外取締役も含めた各取締役が招集権者及び取締役会議長を務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。なお、基本的には変更前と同様代表取締役が招集権者及び議長を務めることとなりますが、取締役会の運営の柔軟性及び透明性を考慮し、様々な体制を検討してまいります。

2. 定款の一部変更について

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月24日(木)

定款変更の効力発生日 2021年6月24日(木)

以 上

(別紙 定款変更の内容)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>第24条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>各取締役が招集し、開催された取締役会で議長を選定する。</u></p> <p>第24条～第41条 (現行どおり)</p>